平成２３年（フ）第６１号
三重県四日市市大字羽津戊746番地30
債務者　中野　義久
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
三重県四日市市浜田町14番10号　シャンピア・スズキ502、前住所三重県四日市市鵜の森１丁目11番16号
債務者　稲垣ヨリ子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
三重県四日市市ときわ２丁目２番４号
債務者　麻野由美子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
三重県四日市市ときわ１丁目１番12号
債務者　杉浦　真宜
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
鳥取県鳥取市大覚寺116番地２　みほハイツ107号、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字長谷917番地
債務者　野澤　美加
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４号
鳥取県八頭郡八頭町宮谷235番地39
債務者　河村　泰年
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３号
山口県下関市彦島江の浦町５丁目７番19号
債務者　中本　　戒
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
山口県下関市筋川町10番12号
債務者　上野加世子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
山口県下関市新垢田西町２丁目１番Ｒ14―301号　市営新垢田住宅
債務者　三村　健治
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第８号
徳島県阿南市那賀川町上福井元畷134番地１の２、旧住所徳島県徳島市新浜町２丁目２番63号
債務者　松内　勝之
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第４４号
徳島県美馬市脇町字西赤谷3114番地７
債務者　三宅　一正
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第４５号
徳島県美馬市脇町字西赤谷3114番地７
債務者　三宅紀代美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第１０号
福岡県直方市大字感田3601番地14
債務者　野口　健志
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２５号
福岡県直方市大字頓野2221番地５
債務者　西山　高義
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２６号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1381番地
債務者　宮本美千代
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第５０号
福岡県久留米市宮ノ陣５丁目16番77号、前住所滋賀県彦根市高宮町138番地１
債務者　中野　博継
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第９５号
福岡県久留米市合川町138番地２　グレースコーポ合川Ｂ棟201号
債務者　藤本　寿子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２９号
福岡県柳川市三橋町起田547番地１　メゾン小宮202号
債務者　髙口　　拓
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係